

大分県造林事業実施要領の運用

制定 平成14年4月1日

最終改正 令和7年4月1日 森整第98号

大分県農林水産部森林整備室長通知

大分県造林事業の実施については、大分県造林事業補助金交付要綱（平成5年10月1日制定、最終改正：令和7年4月1日。以下「要綱」という。）及び大分県造林事業実施要領（平成14年4月1日制定、最終改正：令和7年4月1日。以下「要領」という。）によるほか、この運用によるものとする。

第1 事業内容の細則

1 要領別表2によるほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。

2 人工造林、樹下植栽等

- (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
- (2) 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、要領第4の(1)に定めるほか、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。
- (3) 人工造林又は樹下植栽等において「スギ、ヒノキ、カラマツ」の植栽に含むことのできる経費は、令和9年4月以降は、1ha当たり2,500本以下の本数による植栽によるものとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。
- (4) 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木については、「山林用主要苗木の標準規格設定について」（昭和33年12月24日付け33林野造第16622号林野庁官通知）に即し、県が定める規格に適合した優良なものを使用することを旨とし、対象樹種及び植栽本数は次表のとおりとする。

なお、広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁官通知）を踏まえ、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝的攪乱の防止に配慮することとする。

区分	樹種	1haあたり植栽本数
人工造林	スギ	1,000本以上
	ヒノキ	1,500本以上
	マツ類	1,500本以上
	その他の有用針・広葉樹	1,000本以上
	※別表2参照	
被害地造林 樹下植栽	スギ、ヒノキ、マツ類 その他の有用針・広葉樹 ※別表2参照	500本以上

注) 「マツ類」とは、あかまつ、くろまつ、からまつ、テーダマツ、スラッシュマツ等をいう。

- (5) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した

年度) の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られないないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

- (6) 低質林等における前生樹の伐倒、除去(以下「特殊地拵え」という。)は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
- ア 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30m³以上80m³以下で小径木が大部分を占める森林(竹林の場合はその蓄積が1ha当たりおおむね100束以上である場合)において行うこと。
- イ 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30m³以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害(以下「気象害等」という。)による被害森林において行うものであること。
- (7) 特殊地拵えを実施した場合は、原則として、実施した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
- (8) 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え(副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。)については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。
- (9) 特殊地拵えの搬出集積は補助の対象外とする。
- (10) 補植は、要領別表2の「ア 人工造林」により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等(鳥獣害は除く。)による枯損率(枯損苗本数/植栽本数)がおおむね30%以上発生した場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行うことができるものとする。なお、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、要領別表2のシ(1)の(イ)の鳥獣施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、要領別表2の「ア 人工造林」により1,500本/ha以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。
- (11) 要領別表2「ア 人工造林」に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。
- (12) 被害森林整備は、その施行予定地の本数被害率が30%以上の林分において実施するものとする。
- (13) 不用萌芽の除去は、萌芽株数が1,000株/ha以上を補助の対象とし、多数の萌芽の中から、優良なものを2~3本に整理するものとする。

3 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施できるものとする。

4 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

5 下刈り

- (1) 下刈りは、植栽木の成長を阻害する雑草木等を刈り払うことを目的として行う場合に限り、原則として5年生(クヌギの天然更新は3年生)まで実施できるものとする。ただし、次の場合は、補助の対象外とする。
- ア 下刈りの必要性が証明(説明)できないもの
- イ 2回刈り
- ウ シカ等の獣害が著しいのにもかかわらず、防護対策を行っていないもの(防護柵等を未設置又は未補修であるものを含む)。
- エ スギ、ヒノキ等について成林(用材利用)の見込みがないもの。
- (2) 次のいずれかに該当し、振興局長の承認(別記様式2)を受けた場合に限り、前号

によらず、6年生（クヌギの天然更新は4年生）以上で下刈りを実施することができる。

ア 雜草木が繁茂し、植栽木の成長が阻害されている場合

つる類等により植栽木の健全な成長が阻害されている場合は、6年生から8年生に一度、坪刈りを補助の対象にできるものとし、その際の実施率（面積率）は全刈りの40%とする。

イ 山取り採穂を行う場合

山取り採穂によって雑草木の繁茂が促進され、植栽木の健全な成長が阻害される恐れがある場合は、当該採穂年度に限り10年生までの坪刈りを補助の対象にすることができる。

(3) 前号の承認基準等は次のとおりとする。前号の承認基準等は次のとおりとする。

ア (2)のアに該当する場合は、原則、植栽木が雑草木より低くなり、被圧される懸念があるものとする。なお、被圧とは、雑草木の被陰により、日照を遮り、植栽木の成長を阻害することを言い、植栽木が雑草木に対し同等に成長した状態までとする。

上記以外の場合でも、ツル、カズラ等の造林木への巻き付きや覆い被さりにより、幹折れ、幹曲がりの原因と判断される場合を実施する場合は、申請することができる。

イ (2)のイに該当する場合は、樹幹閉鎖の遅れが確認でき、雑草木の繁茂によって植栽木の健全な成長が阻害される恐れがあるものとする。

6 枝打ち

枝打ちの高さは地上高3m以下、かつ、枝打ち幅が1m以上の基準を満たす場合のみ補助の対象とする。

7 除伐

(1) 除伐を実施する場合は、不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものをいう。）を全て除去するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。

(2) 要領第1の1の(2)のア「森林緊急造成」による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には、12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができるものとする。

8 保育間伐・間伐

(1) 保育間伐及び間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。

(2) 保育間伐及び間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。

(3) 保育間伐及び間伐の伐採率については、(1)に定める下限のほかに上限を40%とし、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法等に留意して間伐を行うものとする。

(4) 要領第1の1の(2)「特定機能回復事業」（以下「特定機能回復事業」という。）による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。

(5) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。

(6) 間伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

9 更新伐

- (1) 更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 特定機能回復事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。
- (5) 更新伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。
- (6) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、伐採率はおおむね70%以下の定性伐採を行うものとする。
- (7) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状をいう。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。
- (8) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。
- (9) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

10 一貫作業

- (1) 一貫作業は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。
- (2) 一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。
- (3) 一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。
- (4) 一貫作業における植栽については、2の(2)、(3)及び(9)を準用する。
- (5) 要領別表2「サ 一貫作業」に定める「都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。

11 鳥獣害防止施設等整備

- (1) 鳥獣害防止施設等整備には、獣害防護柵のほか、幼齢木保護ネット、忌避剤等を含むものとする。

- (2) 鳥獣害防止施設等整備は、一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。
- (3) 獣害防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができるものとする。
- (4) 鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
- ア 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものをも。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。
- イ 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。
- (5) 特定機能回復事業による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。
- (6) 幼齢木保護ネットについては、植栽木全てを保護した場合において補助の対象とする。
- (7) 本事業で設置した鳥獣害防止施設については、事業主体等が適切な維持管理に努めるものとし、下刈り実施時には必ず植栽木の被害状況並びに施設の破損等の有無を確認し、別記様式10号により振興局長に報告するものとする。

12 林床保全整備

林床保全整備は、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

13 荒廃竹林整備

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

14 森林作業道整備

- (1) 「大分県森林作業道作設指針」に則り開設した既設の森林作業道と同一線形である場合や、施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。
- (2) 要領別表2の「ス 森林作業道整備」の(ア)に規程する、「一定期間施業に先行させて実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、事業主体はその事由を明らかにするとともに、施業の実施計画を別記様式3により振興局長に報告し協議するものとする。
- (3) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。
- (4) 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
- ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施工することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
- イ 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知。以下「森林作業道作設指針」という。）第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係る

ものでないこと。

ウ 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したもののが改良であること。

エ 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

(5) 森林作業道の復旧については、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

イ 復旧の内容については、「森林作業道作設指針」第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

15 森林保全再生整備

(1) 森林保全再生整備を実施する鳥獣等による被害を受けた森林は、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

(2) 鳥獣等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

(3) 鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

第2 事業規模の細則

1 要領別表1の事業規模で定める「1施工地」とは、原則として接続する区域とする。

2 知事は、地域における施業の実態や効率性を確保する観点等から、1施工地の面積について0.1haを超えた事業規模を設定することができる。

3 施工地内の施業が不要な箇所であって、1箇所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1箇所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

4 水田跡地の人工造林については、前項によらず1施工地の面積は0.05ha以上とする。

5 要領別表1の「1 森林環境保全直接支援事業」の事業規模で定める搬出材積(ha当たり10m³以上)には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

第3 事業主体等の細則

1 森林所有者のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあっては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。

2 知事は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があった際は、森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。

(1) 規約の内容

(2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(3) 施工地の森林所有者

3 知事は、森林所有者の団体が事業を実施する場合、当該団体に対し、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。

- 4 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備又は森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができる。
- 5 要領別表1の欄外（注2）における「寄付や分収林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化した森林とする。
- 6 要領別表1の欄外（注4）における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

第4 県の助成について

- 1 要領第2に定める「県の助成」については、「大分県補助金等交付規則」（昭和43年大分県規則第27号）等の関係法令及び要綱等の関係通知に基づき行うものとする。

第5 森林作業道の維持管理

森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

第6 造林事業に係る特記事項

- 1 要領第1の1の(1)「森林環境保全直接支援事業」（以下「森林環境保全直接支援事業」という。）及び特定機能回復事業並びに要領第1の1の(3)「機能回復整備事業」（以下「機能回復整備事業」という。）においては、以下によるほか、第7から第14を適用する。
 (1) 要領第4の(1)に定める森林環境保全整備事業の対象外国樹種の承認を受けるため申請を行う場合は、環境省及び農林水産省が作成する「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」への掲載の有無、掲載種である場合はリスト掲載事項及び同記載事項を踏まえた造林上の留意事項並びに生態系への配慮事項等を確認の上、次に掲げる事項を記載した申請書を林野庁に提出するものとする。なお、申請書には、関係する試験研究報告書等を添付するものとする。

- ア 樹種名（品種名又はその他の当該樹種の形質を示す名称を含む。）
- イ 植栽又は播種見込面積
- ウ 1ha当たり植栽本数又は播種量
- エ 1ha当たり事業費
- オ 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況
- カ 県の技術的指導方針
- キ その他知事が必要と認める事項

なお、次表の左欄に掲げる外国樹種を右欄に掲げる地域に植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があつたものとして取り扱うものとする。

樹種	地域
テーダマツ	北海道、青森、岩手、秋田を除く都府県
スラッシュマツ	四国、九州
カラマツ類	全国
イチョウ	全国
ユリノキ	九州（承認済）
コウヨウザン	大分県（承認済）

第7 事業の予定及び事業の確認等に必要な書類等について

知事は、事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。）に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

- (1) 知事は、必要に応じて、事業主体に当該事業年度に予定している事業の内容、事業量等を記載した事業予定調書を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。
- (2) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前及び事業完了後の状況（間伐又は更新伐については選木完了後を含む）を撮影するものとする。特に下刈りの事業実施前の状況については、林齢にかかわらず植栽木の成長を阻害する雑草木等の繁茂状況が確認できるよう、必要に応じてポール等を使い撮影すること。
なお、撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。
- (3) 事業主体は、6年生（クヌギの天然更新は4年生）から10年生までの下刈りを実施する場合は、別紙承認申請書（別記様式1）に撮影日入りの施行前写真を添付し、補助金申請に支障のない時期までに当該振興局長あて事前に提出すること。
- (4) 事業主体は、現地測量を実施する場合にあっては、以下により実施するものとする。
- ア 測量は、ポケットコンパス、GNSS、LiDAR又はオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じた画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含む。）以下同じ。）等によるものとする。
- イ 測量誤差の許容範囲は、次のとおりとする。
- a コンパス等による測量の場合は、2個以上の側線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測したとき、方位角及び高低角は各2度、距離5/100。
- b GNSS又はLiDARによる測量の場合は、2箇所以上の測点間を計測したとき、3m以内。
- ウ GNSS機器を利用して測量を行う場合は、次の事項に留意すること。
- a 基準点の初期測位時間は、30秒程度とし、座標値が安定するまで待機すること。
- b GNSS衛星の捕捉数は4つ以上であることとし、配置が極端に片寄っている場合は、観測を控えること。
- c PDOP（Position Dilution of Precision：位置精度劣化度）が3以下であること。
- エ オルソ画像の作成に当たって、ドローン等を飛行させるときには、関係法令・規制を遵守すること。
- (5) 事業主体は、気象害等の被害を受け、被害森林整備等を実施（計画）する場合にあっては、事前に別記様式4、別紙4-2により知事に被害報告書を提出するものとする。
- (6) 振興局長は、現地で被害状況を確認の上、別紙4-3により造林補助対象許可の有無を事業主体あてに通知するとともに、森林整備室長あて進達するものとする。なお、獣害の被害に対する造林補助対象の許可については、鳥獣害防止施設が適切に維持管理されている場合に許可できるものとする。
- (7) 事業主体は、気象害の被害を受け、森林作業道の復旧を実施（計画）する場合にあっては、事前に別記様式4-4により知事に森林作業道被害報告を提出するものとする。なお、振興局長は、被害報告があった場合、森林整備室長あて進達するものとする。

第8 補助金の交付申請等について

- 1 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（特殊地拵えを含む。）、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。

- 2 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。
- 3 付帯施設等整備については、一体的に実施すべき事業と同時に交付申請することを基本とするが、予算の都合等によりやむを得ない場合は第9の9で定める提出期限の2期を限度として事前又は事後に申請できるものとする。
- 4 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林法第11条に規定する森林經營計画（以下「森林經營計画」という。）又は森林經營管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する經營管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林經營計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林經營計画対象林班」という。）内及び森林經營計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。
- (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
- (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第5の2に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
- (3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、要領第5の2に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法
- 5 森林環境保全直接支援事業の間伐、森林作業道に係る交付申請については、以下のとおりとする。
- (1) 事業主体は、大分県間伐材等安定供給推進事業費補助金交付要綱（平成28年4月15日制定）第3条又は大分県森林作業道整備事業費補助金交付要綱（平成21年8月1日制定）第3条の交付申請ができない理由を記した理由書を作成し、事業実施前に振興局長に提出し協議するものとする。
- (2) 振興局長は、前号の理由書の内容を精査するものとし、森林環境保全直接支援事業での交付申請がやむを得ないと判断した場合に限り、事業主体は申請できるものとする。
- (3) 森林整備法人からの申請にあっては、前各号の振興局長を森林整備室長に読み替えるものとする。
- 6 事業主体は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、第9に定める交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。
- 7 事業主体は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

第9 補助金交付申請書の作成及び提出について

- 1 要領第5の1に定める補助金の交付申請について、知事は、本事業に係る補助金交付申請書及び添付書類を以下に即して取り扱い、補助金申請事務の円滑化を図るものとする。
- 2 事業主体は、補助金交付申請書の提出に当たっては、要綱第5条に定める書類に加えて、必要に応じて別表1で定める書類を添付すること。
- 3 前2項の補助金交付申請書及び添付書類は、電磁的記録（電子データ）で提出することを原則とする。なお、データのファイル形式は、造林補助システム及び森林G I Sについては、システムが起動する拡張子の形式とし、そのほかの申請書及び添付書類についてはP D F又はDocuWorksのいずれかのファイル形式を基本とする。また、カラー画像の解像度は300dpi～600dpiを標準とする。
- 4 前項に係る電磁的記録（電子データ）の提出に当たっては、原則C D（D V D）等の記

録媒体又は電子メールによることとし、申請者以外の個人情報が含まれる場合には電子メールでの提出を不可とする。

- 5 振興局長は、前項の電磁的記録媒体を受け取る際には、事前に別記様式5の確認書により、組織としてウイルス対策を行っていることを確認するとともに、必ず県のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うものとする。なお、前項の電子メールを受信する際は、振興局で設定した専用のメールアドレスを使用することとする。
- 6 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ事業主体に主要測点の復元を求め、検査するものとする。
- 7 間伐、更新伐、一貫作業に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。
- 8 事業主体は、前各項に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、事業主体はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。
 - (1) 測量野帳（別記様式7の例による。なお、別記様式6の調査野帳を含む。また、オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）
 - (2) 要綱第5条第1項の(5)、(6)及び第1号様式中の造林内訳書に係る証明書等の証拠書類（「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下「標準単価設定通知」という。）第3の2のなお書を適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）
 - (3) 要領別表3の森林環境保全直接支援事業の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は実施権配分計画（要領第5の2により、事業主体から委任を受けて補助金の交付申請を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）
 - (4) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類
 - (5) 第1の5の(2)で振興局長の承認を受けた場合については、承認書の写し
 - (6) 要領別表1の事業内容にある人工造林、樹下植栽等、一貫作業及び花粉発生源植替えにより植栽された種苗については、大分県林業用種苗取扱要領（平成23年4月1日制定）第11の第1項の大分県林業用種苗生産需給調書の写し又は同取扱要領第12の第1項の種苗移入承認申請書又は許可通知書の写し
 - (7) 要領別表5の再造林促進事業のうち、タマホーム株式会社寄付金活用事業費補助金交付要綱（平成29年3月31日制定）及びニチハ株式会社寄附金活用事業費補助金交付要綱（令和6年4月15日制定）に基づく補助を受けようとする者は次の書類。
 - ア タマホーム株式会社寄付金活用事業については、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票の写し（花粉の少ないスギ苗木一覧（平成28年11月14日森林整備室長通知）に定める苗木であることが確認できるものに限る。）
 - イ ニチハ株式会社寄附金活用事業については、林業種苗法第18条に基づき添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票の写し（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律32号）第2条第4項に定める特定苗木であることが確認できるものに限る。）
 - (8) 保安林等の伐採又は開発行為等に係る許可書又は届出書
 - (9) 現況が山林以外又は森林法第5条第1項に規定する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象外の場合は、農地転用許可書の写し
 - (10) 土地の権利関係について、森林組合等の林業事業体における造林事業事務取扱要領（平成29年8月31日制定）の別記により必要とされた証明書等
- 9 補助金交付申請書は、施行地を所管区域とする振興局長（森林整備法人については森

林整備室長)に提出するものとし、提出期限は、1期:5月31日、2期:7月31日、3期:10月31日、4期:12月25日、5期:2月10日(5期申請は原則として、公的分収林及び交付申請者が市町村の場合に申請可)のいずれか早い時期とする。

第10 代理申請者への指導について

- 1 極助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第1、第7、第8の5及び7、第9の各項の「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。
- 2 知事は、代理申請者に対し次の指導を行うものとする。
 - (1) 代理申請者は、申請した極助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。
 - (2) 代理申請者が受領した極助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。
 - ア 極助金事務取扱手数料
 - イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
 - ウ 当該施行地の森林保険料
 - エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの
 - (3) 代理申請者は、極助金事務取扱手数料について、原則として、極助金交付申請書(添付書類を含む。)の作成及び提出並びに極助金の受領その他の極助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。

第11 極助金査定の細則

- 1 極助金額
 - (1) 間伐、更新伐又は一貫作業に係る極助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり(以下「査定単位」という。)ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積(施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。)の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。
 - (2) 県が行った事業の査定単位又は市町村(2の(5)を適用する場合は森林整備法人等を含む。)が請負に付して実行した事業の査定単位については、第3項の(3)、(4)により算定するものとする。
 - (3) 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位、当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業とその他の一貫作業の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。
 - ア 要領別表2の「コ 更新伐」のうち、森林病害虫の被害拡大防止のため実施し、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が100m³を超えて実施した更新伐
 - イ 施行地の面積(施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。)1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐、更新伐又は一貫作業
 - ウ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐
 - エ 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業
- 2 査定係数

- (1) 事業のうち森林経営計画等（森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は実施権配分計画をいう。以下同じ。）に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。
- ア 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）
- イ 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし
- ウ 要領第1の1の(2)の「ア 森林緊急造成」において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐
- エ 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良
- (2) 要領別表3の森林環境保全直接支援事業の(2)の(イ)「森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの」には、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。
- (3) 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
- ア 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代者として行うもの
- イ 要領別表3における森林環境保全直接支援事業の(3)の(ア)において査定係数90で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの
- ウ 要領別表3における森林環境保全直接支援事業の(3)の(イ)において査定係数90で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの
- (4) 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。
- ア 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合
- イ 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合
- (5) 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に別表1の「ウ 経営計画意向確認書」を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。
- (6) 森林環境保全直接支援事業の人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかつたことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。

3 標準経費

- (1) 知事は、要領第7の1の(1)に定める「標準経費」の算出に当たっては、要領に定めるところによるほか、調整率を乗じて求めることができる。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。
- (2) 「標準経費」の算出に当たり、7齢級以下の森林のみからなる施行地において、車両系集材システムにより要領別表2の「ケ 間伐」を初めて行う場合、間伐方法にかかる

わらず、列状間伐に係る標準単価を用いて算定する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切と判断される施行地についてはこの限りでない。

- (3) 「標準経費」の算出に当たり、要領別表2の「ケ 間伐」の補助対象面積1ha当たりの伐採木の搬出材積上限は50m³/以下とする。
- (4) 事業主体が県である場合、要領第7の1の(1)の「標準経費」は「実行経費」とする。
- (5) 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち次号により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、実行経費が標準経費より低い場合は要領第7の1(1)の「標準経費」は「実行経費」と読み替えるものとする。
- (6) 県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち標準単価設定通知第2の10の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、以下のア及びイを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて求めるものとする。
 - ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費
 - イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費
 - ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

(表) 第11の3の(3)から(5)について

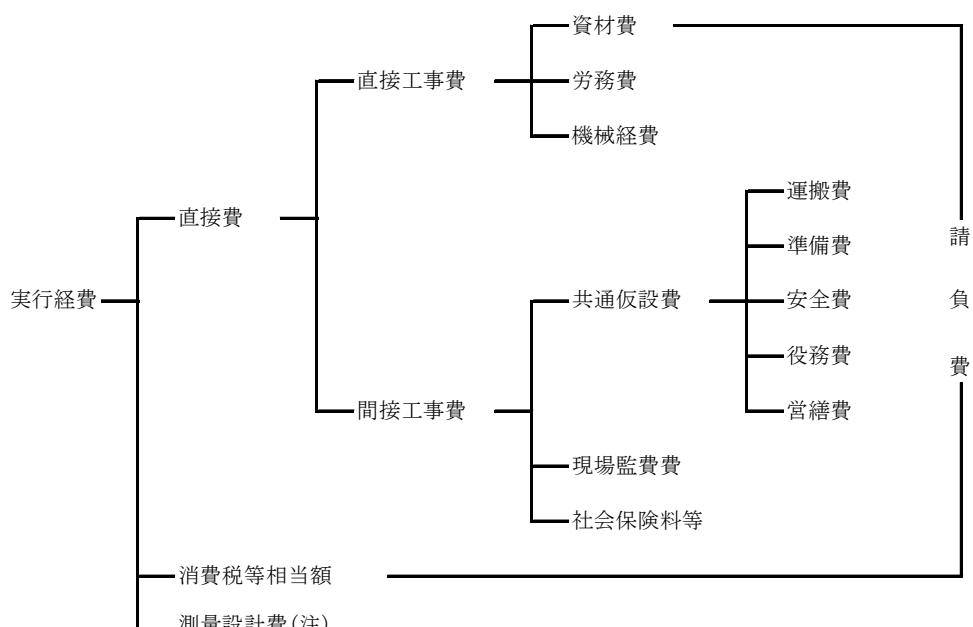
	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	都道府県	実行経費（3の(3)）	実行経費（3の(3)）
	市町村	標準経費	①と②のどちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費 (3の(4))
	その他事業主体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	市町村	設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 (3の(5)のア及びイ)	①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費 (3の(5)のウ)
	その他事業主体		

- (7) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成23年3月31日付け22林整整第858林野庁整備課長通知）に準ずるものとする。また、請負に付して実行する場合にあっては、設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税等相当額を加算することができる。

4 事業量

- (1) 要領第7の1の(3)で定める「事業量」は、実際に作業を行った面積等とする。
- (2) 間伐、更新伐、一貫作業の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（「大分県森林作業道実施要領」に基づき施行し、台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

5 その他

- (1) 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、要領別表4に定める対象経費以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めることができる。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。
- (2) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付することができる。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

第12 補助金の交付決定等について

- 1 知事は、第11の1の(1)に係る補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、事業主体（代理申請者が申請を行った場合は代理申請者）に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付申請額の一部を概算払によって交付することができる。

第13 補助金の交付に当たって付すべき条件等について

- 1 補助金の返還に当たっては、大分県造林関係事業の施行地の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成23年3月25日付け森林整備室長通知）に基づき行うものとする。
- 2 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。
- 3 要綱第6条の(7)の「当該一体的に実施すべき事業」は、森林環境保全整備事業とし、他の国庫補助事業を含まないものとする。

第14 補助金の経理等について

- 1 事業主体は、補助金の交付申請に係る書類及びその証拠書類について、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。
- 2 要領第5の2により、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合、前項の書類の整備は、代理申請者が行うこととする。
- 3 前二項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第15 受託事業に係る経費の透明化について

知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、次の指導を行うものとする。

- (1) 事業前に経費の見込みを森林所有者に示すこと。
- (2) 事業終了後に速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告すること。

第16 その他

- 1 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内でG I Sや森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。
- 2 知事は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてG I S等で管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。
- 3 事業主体（代理申請者が申請を行った場合は代理申請者）は、本事業により実施した人工造林及び一貫作業に係る周囲測量の成果について、シェープファイル（Shapefile）の形式で、交付申請をした翌年度の4月末日までに知事に提出するものとする。また、その他の周囲測量の成果についても、提出に努めるものとする。
- 4 本事業の補助対象となる種苗等については、第1の2の(3)によるほか、次に掲げるものとする。
 - (1) 県の需給計画に搭載されたものあっては、別に定める規格以上を有するものであり、次のとおりとする。
 - ア 林業種苗法（昭和45年法律第89条）の適用を受けるものについては、林業種苗法第18条第1項又は第2項の表示票若しくは書面が添付・交付された山行苗又は種穂等または、造林者が優秀な母樹から採取した種苗を用い、自家造林に使用するため自家養成した山行苗等
 - イ 林業種苗法の適用を受けないものについては、優良な母樹から採取した採穂を用い、養成された山行苗等

(2) 県の需給計画に搭載されていないものあっては、優良な母樹から採取した採穂を用い養成された山行苗等で上記(1)の規格に準ずるもの。

5 事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものする。

別表1（第9の2関係）

添付すべき書類	様式等	備考
ア 現地写真		第7の1の(2)により撮影された写真(下刈りは、その必要性を証明できるものであること)。 なお、施行地の位置、区域、面積、施業状況が分かるオルソ画像等を提出する場合は、イからエまでの書類について省略することができる。
イ 平均胸高直径調査表	別記様式6	伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分(3~12齢級以下の林分を除く)の場合。
ウ 森林経営計画意向確認書		補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類(特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて事業が実施される場合並びに要領別表1の3のア「花粉発生源植替え」のうち森林経営計画に基づかない場合に限る。)。
エ 伐採造林届出書等の写し		伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等(要領別表3の森林環境保全直接支援事業(3)の(ア)により査定係数90を適用するものに限る。)。
オ 鳥獣対策連絡調整結果報告書		鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条の2に基づく協議会との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類(要領別表第2のセ「森林保全再生整備」に係る交付申請の場合であって、同項のなお書きによる場合に限る。)。
カ 施業実施協定書及び団体規約の写し		事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
キ 森林作業道整備線形図		要綱第5条の1の(1)の施業図に必要事項を記載したものでも可能。
ク 森林作業道復旧理由説明資料		森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料(森林作業道の復旧を実施する場合に限る。)
ケ 大分県作業道実施要領(平成23年7月1日制定、大分県農林水産部森林整備室長通知)に基づく次の書類 a 査定設計書 b 平均法高計算表(土工標準単価適用の場合) c 土工標準図 d 構造物標準図 e 数量計算表(積上標準経費の場合) f 横断図(積上標準経費の場合) g 森林作業道チェックシート	大分県作業道実施要領 第1号様式～第5号様式 第6号様式	

h 完成の確認ができる写真（改良等の場合不要） i 森林作業道台帳 j 実行経費積上表（測量を直営で実施した場合）	第7号様式	
ヲ 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に基づき苗木に添附された生産事業者表示票又は配布事業者表示票（スギ及びヒノキについては、花粉症対策苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。）の写し（林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条で定める樹種以外の樹種にあっては、樹種が確認出来る書類の写し）		要領別表1の3のア「花粉発生源植替え」の場合
サ 安全チェックシート	別記様式8	<p>「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を提出すること。</p> <p>なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。</p> <p>ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。</p>
シ 環境負荷低減チェックシート	別記様式9	<p>提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。</p> <p>ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。</p>
ス 鳥獣害防止施設点検結果報告書	別記様式10	<p>第1の11の(7)の規定による報告書。下刈り実施前（雑草木の繁茂により点検が困難な場合は下刈り実施中でも可）に植栽木の被害状況並びに施設の破損状況を確認し、その結果を報告すること。</p> <p>下刈り申請時に添付書類として提出すること。</p>
セ その他、知事が必要として認めるもの		

別表2（大分県造林補助対象樹種一覧）

No.	樹種名	備考
1	スギ	
2	ヒノキ	
3	マツ類	アカマツ、クロマツ、カラマツ、テーダマツ、スラッシュマツ等
4	クヌギ	
5	コナラ	
6	ケヤキ	
7	イヌエンジュ	
8	ヤマザクラ	
9	ヤマモミジ	
10	イチョウ	
11	キハダ	
12	ナナカマド	
13	コウヨウザン	外国樹種（林野庁承認：2 林整整第 1080 号 R3.4.1）
14	チャンチンモドキ	
15	ユリノキ	外国樹種（林野庁承認：13 林整整第 3 号 H13.4.20）
16	ケンボナシ	
17	センダン	
18	ホオノキ	
19	オノエヤナギ	
20	キリ	
21	シラカシ	
22	アラカシ	
23	ウバメガシ	
24	コジイ（ツブラシイ）	
25	スダジイ	
26	タブノキ	
27	シロダモ	
28	イスノキ	
29	エノキ	
30	ムクノキ	
31	トチノキ	
32	ウリハダカエデ	
33	カツラ	
34	ブナノキ（ブナ）	
35	ミズメ	別名（ヨグツミネバリ、アズサ、ミズメザクラ）
36	ハンノキ	
37	ミズナラ	
38	クスノキ	
39	イロハモミジ	

40	イタヤカエデ	
41	ウルシ	
42	シオジ	
43	アオダモ	
44	ヤマボウシ	
45	コブシ	

別記様式 1

第 号
年 月 日

振興局長 殿

申請者
住 所
氏 名

年度下刈り事業補助対象地の承認申請書について（申請）

上記のことについて、大分県造林事業実施要領の運用第7の（3）に基づき、別紙のとおり写真を添付し申請しますので、承認願います。

別記様式2

第 号
年 月 日

殿

振興局長

年度下刈り事業補助対象地の承認について

年 月 日付で申請のあった上記のことについて、確認の結果、別紙のとおり下刈り事業の補助対象地として承認します。

別紙

承認調査者

印

*番号は写真番号と同じである。

*適否は、適・否・一部適(面積)を記入する

*備考には、確認方法として現地・写真を記入すること。

別記様式3

第 号
年 月 日

振興局長 殿

住 所
氏 名

森林作業道整備の先行実施に係る一体的施業について

大分県造林事業実施要領の運用の第1の14の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 先行実施した森林作業道の内容
 - (1) 実施年度
 - (2) 幅員・延長
 - (3) 実施箇所・路線名
 - (4) 一体的施業の当初計画（実施予定年度、施業種、面積等）

- 2 県実施要領に定める一定期間内に施業が実施できなかった理由

- 3 一体的施業の変更計画
 - (1) 実施予定年度
 - (2) 施業種、面積等

別記様式4－1

第 号
年 月 日

大分県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名

被害報告について

上記のことについて、○○の被害が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

(添付書類)

- ・造林地被害状況報告内訳書（別記様式4－2）
- ・位置図
- ・施業図
- ・被害現況写真

別記様式4-2

造林地被害状況報告内訳書

整理番号	森林所有者	被害箇所所在地				被害状況						復旧計画(見込み)				県現地確認		造林補助対象 許可の有無	備考	
		市町村	大字	字	地番	被害内容	被害時期	樹種	林齢	区域面積	被害率	被害実面積	復旧方法	施業内容	施業時期	施業面積	実施主体	年月日	調査者	
						雪害 風倒木被害	H26.7 台風〇号 災					・自力 ・造林補助 ・その他 ()							有・無	(被害状況等を記入) 単木的被害 群状被害等
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	

注)獣害被害に対する被害地造林の許可を受ける場合は、鳥獣害防止施設が適切に維持管理されていることを確認できる資料(写真や点検簿等※様式任意)を添付すること。

別記様式4－3

第 号
年 月 日

(申請者氏名) 殿

振興局長

被害報告に伴う許可について

年 月 日付けで被害報告があったことについて、別紙のとおり復旧後の造林補助申請を許可します。

造林補助金申請にあたっては、別紙内訳書を添付願います。

※被害報告時に提出された別記様式4－2（内訳書）の写しを添付し許可するものとする。

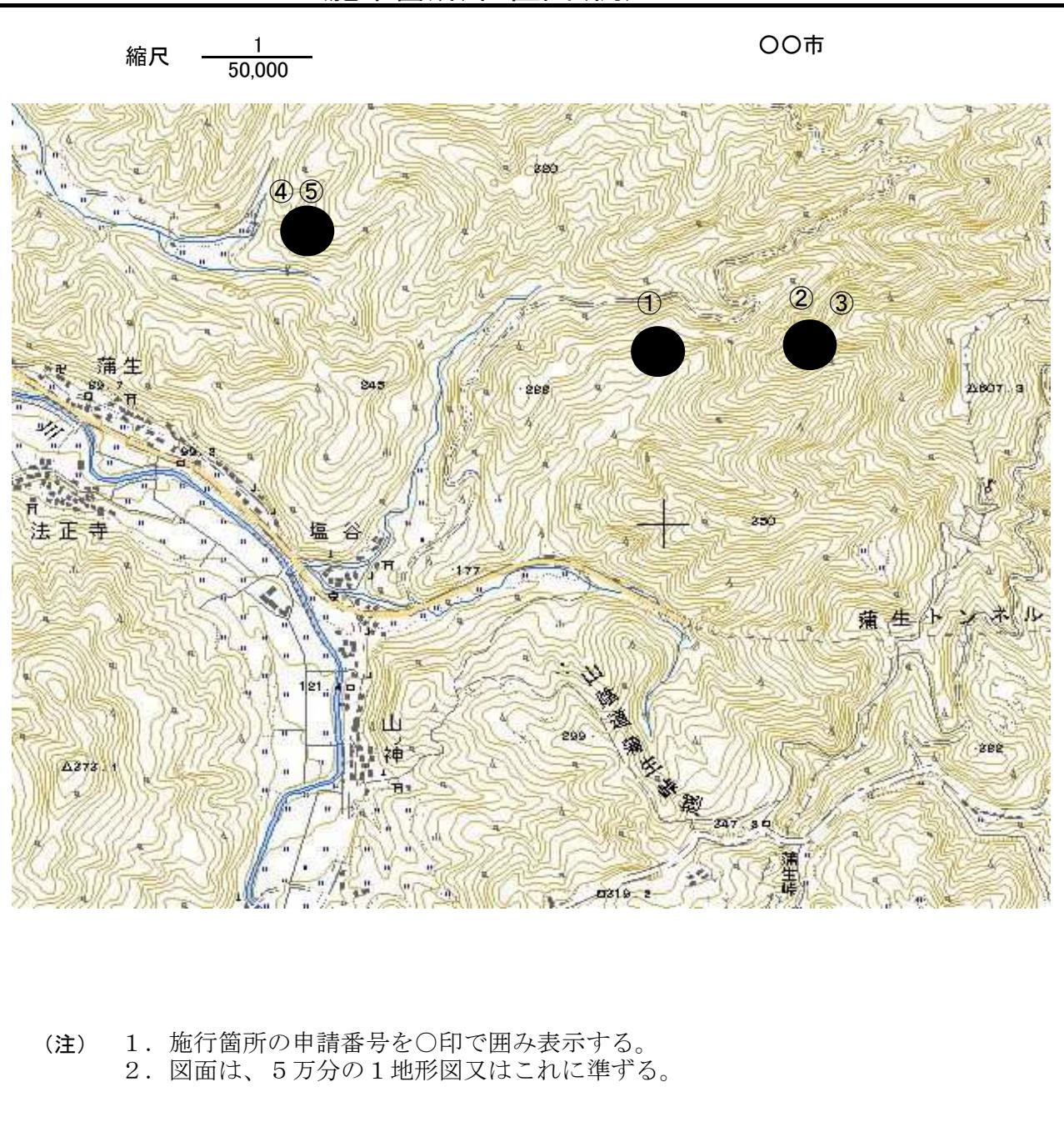
大分県知事 ○○ ○○ 殿

森林作業道被害報告について

住所
氏名

【参考図1】

(施業箇所)位置図(例)



別記様式5

造林関係補助事業申請等にかかる電子データ確認書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
名称
代表者名
担当者名

〇〇〇〇（名称・担当者名）が提出する造林関係の補助事業申請等にかかる電子データは、全て下記ウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うことを誓約します。

記

1. ウイルス対策ソフトの名称 :

2. 上記ソフトの有効期限 :

3. 申請事務にかかるメールアドレス :

別記様式6

伐採木平均胸高直径調査表

年度		期		林齡	
----	--	---	--	----	--

整理番号		施行地	○○市大字○○字○○-○○番地
------	--	-----	-----------------

調査担当者	
-------	--

標準地 胸高直径	①	②	③	④	⑤	本数計	直径合計
6 本数							
8 本数							
10 本数	1	1				2	20
12 本数	5	3				8	96
14 本数							
16 本数							
18 本数							
20 本数							
22 本数							
24 本数							
26 本数							
28 本数							
30 本数							
32 本数							
34 本数							
36 本数							
38 本数							
40 本数							
							(A)
計 本数	6	4				10	116
残本数 本数	10	8				18	116
合計 本数	16	12				28	232

伐採率

36%

伐採木平均胸高直径:(A) 116cm ÷ (B) 10本 = 11.60cm

(注意)

※伐採木平均胸高直径は、施業図に記載すること。

※当調査表は、補助金申請者が保管し、査定及び検査時に提示すること。

別記様式7

測量野帳

整理番号 : X累計 mm

事業地名 : Y累計 mm

森林所有者 : 水距累計 mm

測定者 : 高度累計 mm

立会者 : 精度 /

測定年月日： 年 月 日

摘要 : 面積 ha

視準点	測定点	方位角	高低角	斜距離	水平距離	高低差	Y	X	Z

注1: 整理番号は、原則として補助金交付申請書の申請番号と一致させる。

注2: 事業地名は、字(大字)・地番を記載する。

注3: 摘要是、事業の種類を記載する。

注4: 面積の単位はhaとし、小数点以下第3位を切り捨て第2位に止める。

注5: 角度の単位は度とする。長さの単位はmとし、小数点以下第2位を切り捨て第1位に止める。

別記様式8

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）

事業者向け チェックシート

令和3年2月26日

林野庁

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
雇用労働者の有無	有／無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 −:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

別記様式9

環境負荷低減チェックシート(造林関係)

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
記入日	年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	/
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	/
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	/
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	/
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
4-	生物多様性への悪影響の防止	/
4-(1)	生物多様性に配慮した事業実施(物質調達、施業等)に努める。	
4-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
5-	環境関係法令の遵守等	/
5-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
5-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
5-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
5-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

鳥獣害防止施設点検結果報告書

市町村名					
番 号	造 林 地			面 積	造 林 者 名
	大字	字	番地		法人にあっては名称及び代表者名 委託造林にあっては委託者名
			ha		
点検実施日			年 月 日		

1. 植栽木の被害状況

(1) 食害の状況

0~10%未満 10~30%未満 30%以上 (補植の必要性あり)

(2) 推定される加害鳥獣 (食害がある場合に記入)

シカ ウサギ 不明・その他 ()

(3) その他所見

[]

2. 施設の破損等の状況

(1) 破損等の有無

なし あり

(2) 種類及び補修状況 (破損等がある場合に記入)

① 種類
 破損 倒伏 その他 ()

② 補修の状況
 補修済 実施予定 その他 ()

(3) その他所見

[]

(注1) 下刈作業の際に点検を行うこと。

【記載例】

鳥獣害防止施設点検結果報告書

市町村名	○○市				
番号	造林地			面積	造林者名 法人にあっては名称及び代表者名 委託造林にあっては委託者名
	大字	字	番地		
12345	△△	□□	123	1. 50	ha ○○ ○○
点検実施日			令和○○年○○月○○日		

1. 植栽木の被害状況

(1) 食害の状況

0~10%未満 10~30%未満 30%以上（補植の必要性あり）

(2) 推定される加害鳥獣（食害がある場合に記入）

シカ ウサギ 不明・その他（ ）

(3) その他所見

[特になし]

2. 施設の破損等の状況

(1) 破損等の有無

なし あり

(2) 種類及び補修状況（破損等がある場合に記入）

① 種類
 破損 倒伏 その他（ ）

② 補修の状況
 補修済 実施予定 その他（ ）

(3) その他所見

[ネットの軽微な破損を発見したため補修した。]

(注1) 下刈作業の際に点検を行うこと。

附則

この改正は、令和6年度1期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。下刈事業の承認基準（平成13年4月27日制定。森林保全課長通知）は廃止する。

附則

この改正は、令和7年度2期申請に係る大分県造林事業補助金から適用する。